



金 沢 市 公 報

号外第19号の2

令和8年(2026年)9月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	目 次	ページ
●規 則		○金沢市公印規則の一部を改正する規則	
○金沢もりづくりベース東浅川条例の施行期日		(文書法制課) 5	
を定める規則 (森林再生課)	1	○金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一	
○金沢もりづくりベース東浅川条例施行規則		部を改正する規則 (財 政 課)	6
(")	1	○金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市児童相	
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例		談所長事務委任規則の一部を改正する規則	
の施行期日を定める規則 (生涯学習課)	5	(こども相談センター) 7	
○金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一		○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改	
部の施行期日を定める規則 (図書館総務課)	5	正する規則 (保険年金課)	14

規 則

金沢もりづくりベース東浅川条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第57号

金沢もりづくりベース東浅川条例の施行期日を定める規則

金沢もりづくりベース東浅川条例（令和8年条例第1号）の施行期日は、令和8年10月31日とする。

金沢もりづくりベース東浅川条例施行規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第58号

金沢もりづくりベース東浅川条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢もりづくりベース東浅川条例（令和8年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により、金沢もりづくりベース東浅川（以下「もりづくりベース」という。）の木工室、調理室、会議室若しくは大集会室（以下「木工室等」という。）又は活動広場の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢もりづくりベース東浅川使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第7条第1項に規定する活動団体（以下「活動団体」という。） 木工室等又は活動広場を使用する日（以下「使用日」という。）の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(2) 活動団体以外の団体 使用日の1か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(使用の承認)

第4条 市長は、木工室等又は活動広場の使用を承認したときは、金沢もりづくりベース東浅川使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 木育ルームを使用しようとする者が使用に先立ち木育ルームの使用料を納付したときは、これをもって、木育ルームの使用の承認を受けたものとみなす。

（情報通信を利用したシステムによる使用の申請）

第5条 第2条の規定にかかわらず、木工室等又は活動広場を使用しようとするものは、市長が指定する情報通信を利用した木工室等又は活動広場の使用を予約するためのシステムを通じて木工室等又は活動広場の使用の申請をすることができる。

2 前項の規定により、木工室等又は活動広場の使用の申請をしようとするものは、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の申請の受付期間は、第3条各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の規定による使用の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の申請をしたもので、次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、木工室等又は活動広場の使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの 使用に先立ち木工室等の使用料を納付したとき。

(2) 活動広場を使用しようとするもの 前項の規定による通知を受けたとき。

(3) 条例第13条の規定により木工室等の使用料を免除されたもの 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

（使用料の減免）

第6条 条例第13条の規定に基づき使用料の減免を受けようとするものは、金沢もりづくりベース東浅川使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（原状回復）

第7条 木工室等、活動広場又は木育ルームの使用の承認を受けたものは、その使用を終えたときは、直ちに木工室等、活動広場又は木育ルームの設備等を原状に復さなければならない。

（入所の制限）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

(1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

(4) その他管理上支障があると認められる者

（入所者の遵守事項）

第9条 もりづくりベースの入所者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 騒音又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。

(5) 建物、設備等を毀損し、又は汚損しないように注意すること。

(6) その他もりづくりベースの職員の指示に従うこと。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和8年10月31日）から施行する。

様式第1号(第2条関係)

金沢もりづくりベース東浅川使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

金沢もりづくりベース東浅川を使用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称							
使用の目的(内容)							
使用人数							
使用日		年 月 日 (曜日)					
使用施設		使用時間区分				冷暖房	
		午 前 (午前9時から正午まで)	午後A (午後1時から午後3時まで)	午後B (午後3時から午後5時まで)	夜 間 (午後5時から午後7時まで)		全 日 (午前9時から午後7時まで)
木工室1							有・無
木工室2							有・無
調理室							有・無
会議室1							有・無
会議室2							有・無
会議室3							有・無
大集会室	北側						有・無
	南側						有・無
活動広場	東側						
	西側						
使用責任者		氏名		連絡先			
使用料		円					
備考							

備考 使用する施設の使用時間区分及び冷暖房の使用の有無に○印を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

金沢もりづくりベース東浅川使用承認書

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

様

金沢市長

年 月 日付で申請のあった金沢もりづくりベース東浅川の使用については、次のとおり承認します。

行事の名称							
使用の目的（内容）							
使用人数							
使用日		年 月 日（曜日）					
使用施設		使用時間区分					冷暖房
		午前 （午前9時から正午まで）	午後A （午後1時から午後3時まで）	午後B （午後3時から午後5時まで）	夜間 （午後5時から午後7時まで）	全日 （午前9時から午後7時まで）	
木工室1							有・無
木工室2							有・無
調理室							有・無
会議室1							有・無
会議室2							有・無
会議室3							有・無
大集会室	北側						有・無
	南側						有・無
活動広場	東側						
	西側						
使用責任者		氏名				連絡先	
使用料		円					
備考							

様式第3号（第6条関係）

金沢もりづくりベース東浅川使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

金沢もりづくりベース東浅川の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行事の名称	
使用の目的（内容）	
使用の日時	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用料の額	円
減免申請額	円
申請の理由	

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第59号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例（令和8年条例第9号）の施行期日は、令和8年10月31日とする。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第60号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市図書館条例の一部を改正する条例（令和7年条例第15号）附則第2号に掲げる規定（同条例第2条の規定（金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）附則第2項を削る改正規定に限る。）に限る。）の施行期日は、令和8年11月1日とする。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第61号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長印の項の次に次のように加える。

個人番号カード用、在留カード用及び特別永住者証明書用市長印	方4.5	てん書	個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書	市民課長	4	市 金 長 沢
				市民センター 所長	各 1	

別表オの表戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可用市長職務代理者印の項の次に次のように加える。

個人番号カード用、在留カード用及び特別永住者証明書用市長職務代理者印	4.5×10	てん書	個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書	市民課長	4	金 沢 市 長 職務代理者
				市民センター 所長	各 1	

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第62号

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第13号中「社会保険診療報酬支払基金又は」を削る。

第57条第1項第2号中「金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センター」の次に「、金沢もりづくりベース東浅川」を加える。

別表第1甲表中

農業センター	農業センター所長	農業センターにおける生產品の売払及び趣味園芸講座の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を

農業センター	農業センター所長	農業センターにおける生產品の売払及び趣味園芸講座の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に
森林再生課	森林再生課長	ア 金沢もりづくりベース東浅川の使用料の収入に関する事務 イ 金沢もりづくりベース東浅川で取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務	所属職員	

改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中「社会保険診療報酬支払基金又は」を削る。

別表第2第5項の表中

「	3 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成及び取消し		○				を
---	----------------------------------	--	---	--	--	--	---

「	3 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成及び取消し		○				に
	4 金沢もりづくりベース東浅川の使用の承認等				○		

改める。

附 則

この規則は、金沢もりづくりベース東浅川条例（令和 8 年条例第 1 号）の施行の日（令和 8 年10月31日）から施行する。ただし、第 1 条中金沢市財務規則第20条第13号の改正規定及び第 2 条中金沢市事務決裁規則別表第 1 支出アの表の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第63号

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則
（金沢市児童福祉法施行細則の一部改正）

第 1 条 金沢市児童福祉法施行細則（平成 8 年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 8 第 1 項第 1 号中「適当な者」を「同項に規定する登録一時保護委託者等（以下「登録一時保護委託者等」という。）」に改め、同項第 3 号中「適当な者」を「登録一時保護委託者等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 法第33条第21項又は第22項の規定により登録一時保護委託者等以外の適当な者に委託して、児童又は保護延長者の一時保護を行わせたとき。

第 6 条の12の次に次の 4 条を加える。

（児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の開始に係る届出書等）

第 6 条の13 法第34条の 4 第 1 項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業開始届出書（様式第17号の 3）によるものとする。

2 法第34条の 4 第 2 項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業変更届出書（様式第17号の 4）によるものとする。

3 法第34条の 4 第 3 項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止・休止届出書（様式第17号の 5）によるものとする。

（登録一時保護委託者登録申請書）

第 6 条の14 法第34条の22第 1 項の申請書は、登録一時保護委託者登録申請書（様式第17号の 6）のとおりとする。

（登録一時保護委託者登録事項変更届出書）

第 6 条の15 省令第36条の50の規定による届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届出書（様式第17号の 7）によるものとする。

（登録一時保護委託者登録消除申出書）

第 6 条の16 省令第36条の51の規定による申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（様式第17号の 8）によるものとする。

様式第 8 号中「児童保護費負担金」を「徴収金」に改める。

様式第17号の 2 中「（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、

「 添 付 書 類		を
-----------	--	---

添 付 書 類	
(宛先) 金沢市長 この児童自立生活援助の実施に係る徴収金の算定に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。 氏名 氏名 氏名 氏名 (所得のある方は、署名又は記名押印をしてください。)	

に

改め、同様式の次に次の6様式を加える。

様式第17号の3 (第6条の13関係)

児童自立生活援助事業
小規模住居型児童養育事業 開始届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住 所
氏 名〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童自立生活援助事業
小規模住居型児童養育事業

を開始するので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業		種 類	
		内 容	
経 営 者 (法人)	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
	住 所 (主たる事務所の所在地)		
職 務 の 内 容			職 員 の 定 数
			人
			人
			(合計) 人
養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無			
事業の用に供する施設		名 称	
		種 類	
		所 在 地	
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日			

備考 次の書類を添付してください。

- 条例、定款その他の基本約款…別添1
運営規程 …別添2
主な職員の氏名及び経歴 …別添3
収支予算書 …別添4
事業計画書 …別添5

様式第17号の4（第6条の13関係）

児童自立生活援助事業
小規模住居型児童養育事業 開始届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで届け出た児童自立生活援助事業の事項の変更について、児童福祉法第34条の4第2項
小規模住居型児童養育事業
の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日		
変 更 事 項		
（変更前）		（変更後）

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第17号の5（第6条の13関係）

児童自立生活援助事業
小規模住居型児童養育事業 廃止・休止届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで届け出た児童自立生活援助事業を廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の4第3
小規模住居型児童養育事業
項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃 止 年 月 日	
（ 休 止 期 間 ）	（ ）
廃 止 ・ 休 止 の 理 由	
現に便宜を受け又は入所 している者に対する措置	

様式第17号の6（第6条の14関係）

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童福祉法第33条第1項第1号の登録を受けたいので、同法第34条の22第1項の規定により、次のとおり申請します。

登 録 者 (法人)	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
	住 所 (主たる事務所の所在地)		
職 務 の 内 容		職 員 の 定 数	
		(合計) 人	
一時保護を行う施設	名 称		
	所 在 地		

備考 次の書類を添付してください。

定款その他の基本約款（登録者が法人である場合に限る。）…別添1

主な職員の氏名及び経歴…別添2

金沢市児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の規定に適合することを証するもの…別添3

その他市長が必要と認める書類…別添4

様式第17号の8（第6条の16関係）

登録一時保護委託者登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申出者 住 所
氏 名法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで届け出た児童福祉法第33条第1項第1号の登録の消除について、児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、次のとおり申し出ます。

消 除 年 月 日	
消 除 の 理 由	
現 に 一 時 保 護 を 行 っ て い る 者 に 対 す る 措 置	

（金沢市児童相談所長事務委任規則の一部改正）

第2条 金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号セ中「第33条第2項」の次に「及び第22項」を加え、同号タ中「第33条第20項」の次に「及び第22項」を加える。

附 則

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定（第6条の12の次に4条を加える改正規定（第6条の13に係る部分に限る。）、様式第8号の改正規定、様式第17号の2の改正規定及び同様式の次に6様式を加える改正規定（様式第17条の3から様式第17号の5までに係る部分に限る。）に限る。）は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する改正前の様式第8号及び様式第17号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第64号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則（第1条―第6条）
目次中 第2章 削除」を「第1章及び第2章 削除」に改める。

第1章及び第2章を次のように改める。

第1章及び第2章 削除

第1条から第7条まで 削除

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年(2026年)9月18日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄